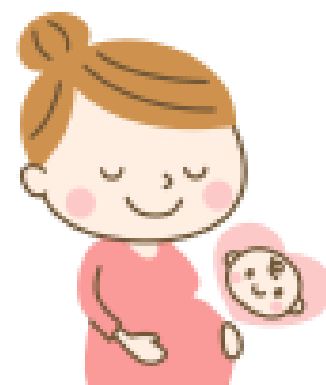


産前産後期間の 国民健康保険税が免除されます

産前産後期間の国民健康保険税の免除措置は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、国民健康保険に加入している人が出産した場合に国民健康保険税を免除します。



◆対象者

越前町の国民健康保険に加入している人で妊娠 85 日（4 ヶ月）以降に出産した人（死産・流産・人工妊娠中絶含む）

◆対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヶ月間
多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月間

～色の付いた部分が免除期間になります～ ※届出が出産後の場合「出産日」

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定日※		
多胎の方				出産予定日※		

◆免除額

令和6年1月以降、対象となる期間の所得割額と均等割額の全額

◆手続きに必要なもの ※申請受付は出産予定日の6ヶ月前から可能です

- ① 国民健康保険税免除申請書（産前・産後）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証）
- ③ 母子健康手帳

【お問い合わせ】

越前町役場 税務課 国民健康保険係
電話：0778-34-8709